

令和2年4月20日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

**新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面談及び  
会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱いについて**

平素は、本市介護保険事業の運営に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、4月16日（木）に、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されるとともに、京都府を含む13都道府県が、特に重点的に感染拡大防止に向けた取組を進めていく必要がある特定警戒都道府県とされたところです。

この間、介護サービス事業所・施設の皆様には、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」等を踏まえ、サービス提供に努めていただいておりますが、このたび本市では、現下の状況に鑑み、居宅介護支援のモニタリングのように、居宅等への訪問、面談及び会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の取扱いについて、当面の間、下記のとおりとします。

なお、この取扱いについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために臨時的・限定的に行うものであることを申し添えます。

記

**1 居宅介護支援及び介護予防支援におけるモニタリングのための居宅訪問**

利用者の居宅を訪問しなければならない特段の事情がない場合は、原則として、利用者の居宅には訪問せず、テレビ電話、電話等により必要な確認を行うこととします。

この場合、基準省令「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」（以下「居宅介護支援等基準省令」という。）第13条第14号等の「特段の事情」に該当するものとして運営基準違反としては取り扱わず、運営基準欠如減算を適用しません。

この取扱いを行った事実について、居宅介護支援経過記録等に必ず記録し、当該記録を5年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

**2 居宅介護支援及び介護予防支援におけるサービス担当者会議**

サービス担当者を招集しなければならない特段の事情がない場合は、原則として、サービス担当者を招集せず、居宅介護支援等基準省令第13条第9号等に規定する「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、当該担当者に対しては、照会等により意見を求めることとします。この場合、運営基準違反としては取り扱わず、運営基準欠如減算を適用しません。

この取扱いを行った事実については、居宅介護支援経過記録等に必ず記録し、当該記録を5

年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

### 3 利用者の居宅等への訪問, 面談及び会議の開催を求めるその他の運営基準【全サービス共通】

1 及び 2 と同様の取扱いを行うこととします。この場合, 運営基準違反としては取り扱わず, 運営基準違反に係る減算がある場合は適用しません。

この取扱いを行った事実を必ず記録し, 当該記録を 5 年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

<例>

- ・通所リハビリテーションのリハビリテーション会議の開催

### 4 利用者の居宅等への訪問, 面談及び会議の開催が算定要件となっている加算【全サービス共通】

1 及び 2 と同様の取扱いを行うことにより, 算定可能とします。

なお, この取扱いにより加算を算定する場合は, この取扱いを行った事実を記録し, 当該記録を 5 年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

<例>

- ・通所介護の個別機能訓練加算における居宅への訪問
- ・居宅介護支援の退院・退所加算における病院職員等との面談
- ・介護老人保健施設の入所前後訪問指導加算における居宅への訪問

上記 1～4 のいずれにおいても, 居宅等への訪問, 面談及び会議の開催を行わなければ, 利用者の状況等に応じた適切なサービス提供が行えないと判断される場合は, 感染防止策を講じた上で, 居宅等への訪問, 面談及び会議の開催を行ってください。